

岩手県告示第146号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成24年3月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 申請のあった年月日 平成24年2月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 特定非営利活動法人さんさんの会
 - (2) 代表者の氏名 菊池真吾
 - (3) 主たる事務所の所在地 岩手県大船渡市大船渡町字富沢2地割1番地
- 3 定款に記載された目的 この法人は、東日本大震災の被災地である岩手県沿岸部にて、被災者の自立・復興へ向けての、生活に対する情報・技術或いは、食事を通して支援事業を行い、地域住民が地域復興を実現するためのサポートをすることを目的とする。また、岩手県内外の市民活動団体との連携を生かし、岩手県全体の市民活動の促進に寄与していくものとする。